（累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲）

第二条　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　上場株式投資信託　次に掲げる要件

イ　信託報酬率（上場等株式投資信託の信託報酬（信託事務に係る対価として委託者又は受託者の受ける財産上の利益をいう。ロ⑷及び次号ロ⑷において同じ。）の金額を当該上場等株式投資信託の純資産額で除した値をいう。次号イにおいて同じ。）の上限を一万分の二十五以下とする旨が、上場株式投資信託の募集に係る有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）（当該信託報酬率に係る訂正届出書（同法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項に規定する訂正届出書をいう。以下同じ。）が提出されている場合には当該訂正届出書）に記載されていること。

ロ　累積投資勘定（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定をいう。以下同じ。）において当該上場株式投資信託の受益権が振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（⑵において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

⑴　当該上場株式投資信託の受益権の当該累積投資勘定への受入れ又は当該累積投資勘定からの払出し（当該上場株式投資信託の受益権の譲渡に係る払出しに限る。）に際して、当該上場株式投資信託の受益者から当該累積投資勘定に係る非課税口座（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（同条第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に支払われることとされている手数料（当該受入れの時に当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている契約に係る約款において定められている手数料に限る。）の当該受益権の対価に対する割合の上限が一万分の百二十五以下とされていること。

⑵　管理期間を通じて当該上場株式投資信託の受益者から当該金融商品取引業者等に対して当該上場株式投資信託の受益権に係る手数料が支払われないこととされていること。

⑶　当該上場株式投資信託の受益権の取得対価の額は、一口（取得する受益権が共有持分の割合である場合には、一単位）当たり千円以下であること。

⑷　当該金融商品取引業者等は、上場株式投資信託の受益者に対して、当該上場株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬（監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額をいう。次号ロ⑷において同じ。）その他の当該上場株式投資信託の信託事務の処理に必要となる費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること。

ハ　当該上場株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指定指数のうち、いずれか一の指定指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権の一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること。

ニ　次に掲げる上場株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

⑴　金融商品取引所において上場されている上場株式投資信託　円滑な流通を確保するための措置が講じられているものとして、金融商品取引所から指定を受けていること。

⑵　⑴に掲げる上場株式投資信託以外の上場株式投資信託　基準計算期間の末日における純資産額が一兆円以上であること。

ホ　次条第一項に規定する対象商品届出書を内閣総理大臣に提出していること。

二　公募株式投資信託　次に掲げる要件

イ　信託報酬率の上限を次に掲げる公募株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める割合以下とする旨が、当該公募株式投資信託の募集又は売出しに係る有価証券届出書（当該信託報酬率に係る訂正届出書が提出されている場合には、当該訂正届出書）に記載されていること。

⑴　国内型インデックス投資信託	千分の五
⑵　海外型インデックス投資信託	一万分の七十五
⑶　国内型一般公募株式投資信託	百分の一
⑷　海外型一般公募株式投資信託	千分の十五

ロ　累積投資勘定において当該公募株式投資信託の受益権が振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（⑵において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

⑴　当該公募株式投資信託の受益権の当該累積投資勘定への受入れに際して、当該公募株式投資信託の受益者から当該累積投資勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に対して手数料が支払われないこととされていること。

⑵　管理期間を通じて当該公募株式投資信託の受益者から当該金融商品取引業者等に対して当該公募株式投資信託の受益権に係る手数料が支払われないこととされていること。

⑶　当該累積投資勘定に受け入れている公募株式投資信託の受益権の譲渡又は当該公募株式投資信託の終了若しくは信託契約の一部の解約に際して、当該公募株式投資信託の受益者から金融商品取引業者等に対して手数料（当該公募株式投資信託の信託財産に帰属するものを除く。）が支払われないこととされていること。

⑷　当該金融商品取引業者等は、公募株式投資信託の受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬その他の公募株式投資信託の信託事務の処理に必要となる費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること。

ハ　指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。

⑴　基準計算期間において投資の対象としていた資産のうち、主たる投資の対象としていた資産が株式であって、投資の対象としていた資産が次のいずれかに該当すること。

(i)　株式

(ii)　株式及び公社債

(iii)　株式及び不動産投資法人の投資口等

(iv)　株式、公社債及び不動産投資法人の投資口等

⑵　基準計算期間の末日における純資産額が五十億円以上であること。

⑶　基準計算期間が五年以上であること。

⑷　基準計算期間において終了した信託の計算期間の数のうち、募集により引き受けられた受益権の対価の総額から信託契約の一部の解約により交付した金銭の額の総額を控除した金額が零を超えることとなる信託の計算期間の数が占める割合が三分の二以上であること。

ニ　次条第一項に規定する対象商品届出書を内閣総理大臣に提出していること。

（対象商品届出書）

第三条　投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社及び外国投資信託の受益権の発行者をいう。次条及び第五条において同じ。）は、上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書（以下「対象商品届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

三　本店（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地

四　対象商品届出書の提出年月日

五　当該上場等株式投資信託に関する次に掲げる事項

イ　受益権の名称

ロ　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項各号に掲げる要件及び前条各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、同条各号に定める要件を満たす旨

ハ　上場株式投資信託又は公募株式投資信託の別

ニ　公募株式投資信託に該当する場合には、次に掲げる公募株式投資信託の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

⑴　指定インデックス投資信託　国内型インデックス投資信託又は海外型インデックス投資信託の別

⑵　指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託　国内型一般公募株式投資信託又は海外型一般公募株式投資信託の別